

お客様各位

令和3年1月14日

日本国際商船株式会社



緊急事態宣言再発令（大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡、栃木）追加対応

政府は13日、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域に大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡、栃木の計7府県を追加しました。期間は1月14日から2月7日までとなっております。

上記緊急事態宣言を踏まえ、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、人と人との接触を極力避け感染を防止する観点から東京支店に追加し大阪本社、南港営業所、神戸支店の業務につきましても、下記の通り時差出勤制を時限的に取り入れ対応を行なわせていただきます。

<大阪本社、南港営業所、神戸支店：時差出勤制>

通常始業時刻 AM9：00 ——> 実施後 AM8：00～AM10：00 の間を始業時刻とする。

通常終業時刻 PM17：20 ——> 実施後 PM16：20～PM18：20 の間を終業時刻とする。

<実施期間>

令和3年1月15日（金）から令和3年2月7日（日）まで。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応することといたします。ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上